

That's きっとす 令和元年 10 月

それは、天覧山から始まった!?

～記念物保護制度 100 年～

令和の始まりの年である今年、当館にとって開館 30 年という節目の年です。そして、我が国の文化財保護にとっても「記念物保護制度 100 年」という節目の年に当たります。

記念物とは、「歴史上・学術上価値の高い遺跡、芸術上・観賞上価値の高い名勝地、学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物の総称」(「文化財保護法」)のことです。文化財指定上の名称である「史跡」「名勝」「天然記念物」と言った方が分かりやすいでしょうか。これら記念物を保護する法律(「史蹟名勝天然記念物保存法」)が、大正 8(1919)年に施行されてちょうど 100 年が今年なのです。

記念物保護制度の誕生から 3 年後の大正 11(1922)年、埼玉県で初めての名勝指定が行われました。その栄えある県指定名勝第 1 号となったのが「天覧山の勝」です。埼玉県の文化財保護の歴史は、天覧山から始まった、と言ったら言い過ぎでしょうか…。

あれからおよそ 100 年の歳月が経ち、飯能市域には、国指定 3 件、県指定 32 件、市指定 67 件の計 102 件もの指定文化財が存するほどとなりました。(引間)

